

PTA 会員各位

杉並総合高等学校 PTA
会長 成見 敦子

PTA 規約改正議案の臨時総会に代わる書面議決 承認報告

春寒しだいに緩む頃、会員の皆様には益々ご健勝の事とお慶び申し上げます。日頃より杉並総合高等学校 PTA にご理解ご協力いただきありがとうございます。

この度、臨時総会に代わる書面議決において PTA 会員の皆様にお諮りしました PTA 規約の一部改正案につきまして、PTA 規約第 6 章第 14 条及び第 13 条を適用し、下記の通り全て承認されましたことをご報告申し上げます。また、規約の一部改正に伴い、学校連絡会に代わる書面議決において承認を受けました細則につきましても同時改正とさせていただきます。

本来であれば改訂した PTA 規約を会員の皆様に配布するものですが、年度末であること、またコスト削減の為、PDF データの提示と学校のホームページでの掲載をもってかえさせていただきますことをご了承ください。なお、令和 5 年度の定期総会後に規約の改訂版を、改めて配布させていただきます。

また、第 3 号議案に対し、「具体的な数字の提示がある方が検討しやすい」「先生方に負担が掛かるのは不本意、保護者の方でも負担すべきなのは」「一時的に別途徴収してはどうだろうか」等のご意見をいただいております。

議案書にて先日ご説明した通り、弊社 PTA の予算については厳しい状態が続いております。特に物価の高騰に伴う経済的圧迫については予測ができず、教職員会費の徴収を再開しただけではまだまだ調整し切れないというのが現状です。活動内容の見直しを含め、今後もいただいたご意見を反映しつつ運用してまいります。

役員会、学校連絡会は、今後も保護者目線に立ち経済的にも事業的にも負担のない、会員に開かれた活動を念頭においてまいります。会員の皆様にも引き続きご協力いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

記

PTA 規約改正議案の臨時総会に代わる書面議決、開票報告は以下の通りとする。

会員数	684 (内訳：保護者会員 634+教職員会員 50)		
提出	448	未提出	236
第 1 号議案：	賛成 442 票	反対 1 票	無効 5 票
第 2 号議案：	賛成 443 票	反対 0 票	無効 5 票
第 3 号議案：	賛成 440 票	反対 2 票	無効 6 票

※記名白紙、賛成反対以外の部分に丸をしたものは無効票となります。

PTA 規約第 6 章第 13 条に則り、提出数が会員の 1/2 以上あることで今回の書面議決は有効に成立し、第 1 号議案、第 2 号議案、第 3 号議案ともに、同第 8 章 23 条に則り、その承認数が提出数の 2/3 以上であったことをもって、可決したことを確認する。令和 5 年 3 月 16 日より改正するものとする。

なお、細則第 1 条 2~5 については、細則第 10 条に則り、令和 5 年 3 月 16 日より改正するものとする。

PTA 規約及び細則の一部改正について

PTA 規約及び細則の一部を下記のとおり改正する。

いずれも発効年月日は令和 5 年 3 月 16 日とする。

記

PTA 規約第 6 章第 16 条※第 1 号議案

改正前：「学校連絡会は会長が招集し、原則として毎月開催して次の事項を審議する。」

改正後：「学校連絡会は会長が招集し、原則として年間 4 回以上開催して次の事項を審議する。」

PTA 規約第 6 章第 17 条 3※第 2 号議案

改正前：「文化国際交流委員会は本会の講演会・講習会等の開催のほか、姉妹校交流および
会員・生徒に関する国際交流事業を行う。」

**改正後：「文化国際交流委員会は、会員・生徒に関する文化的事業及び国際交流事業のサポート、
ボランティア活動を行う。」**

PTA 細則第 3 条 PTA 会費 2※第 3 号議案

改正前：「本会の教職員の会費は、納入しない。」

改正後：「本会の教職員会員の会費は年額 1000 円を一括納入とする。」

PTA 細則第 1 条※令和 4 年度第 4 回学校連絡会にて可決

改正前：「2.学年委員会…各学級より選出された保護者原則 2 名及び教職員 2 名とする。」

改正後：「2.学年委員会…各学級より選出された保護者原則 1 名以上及び教職員 2 名とする。」

改正前：「3.広報委員会…各学級より選出された保護者原則 2 名及び教職員 2 名とする。」

**改正後：「3.広報委員会…各学年より選出された保護者原則 6 名以上(計 18 名以上)及び教職員
2 名とする。」**

改正前：「4.文化国際交流委員会…各学級より選出された保護者原則 2 名及び教職員 2 名とする。」

**改正後：「4.文化国際交流委員会…各学年より選出された保護者原則 6 名以上(計 18 名以上)
及び教職員 2 名とする。」**

改正前：「5.推薦委員会…各学級より選出された保護者原則 2 名及び副校長 1 名と教職員 1 名
とする。」

**改正後：「5.推薦委員会…1 学年及び 2 学年より選出された保護者原則 6 名以上(計 12 名以上)及び副校長
1 名と教職員 1 名とする。」**

※補足：PTA 細則第 1 条 2～5 改定理由

・学級毎に立候補者に斑が生じる為、学級毎ではなく学年毎とすることで選出をスムーズにする。(学年委員会は各学級 1 名の選出が好ましいが、それ以外の委員会についてはその限りではない。)